

平成 2 1 年 1 1 月 2 7 日

長崎県地域振興部市町振興課
内線：2136 直通：895-2136
担当：岩崎、園田

平成 2 0 年度市町等地方公営企業決算の概要（速報）

1 事業数

平成 20 年度末における地方公営企業の事業数は 146 事業（法適用企業：45 事業、法非適用事業：101 事業）で、前年度と同数となっています。

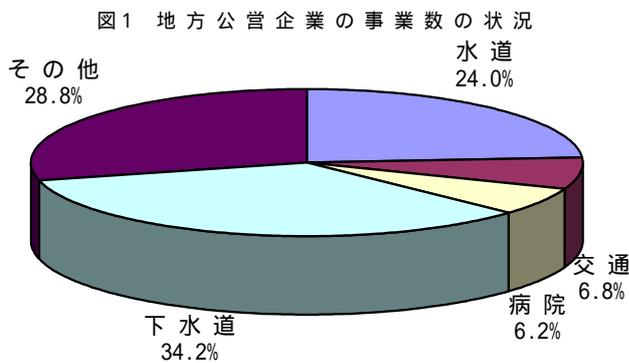


表1 地方公営企業の事業数の推移

(単位：事業)

区分	H16	H17	H18	H19	H20
水道	66	37	35	35	35
交通	11	10	10	10	10
病院	11	8	8	9	9
下水道	60	50	50	50	50
その他	51	46	44	42	42
合計	199	151	147	146	146

2 職員数

平成 20 年度末において地方公営企業に従事する職員の数、長崎県内の市町職員の約 5 分の 1 を占める 3,287 人（法適用企業：2,775 人、法非適用企業：512 人）で、前年度に比べて 287 人、8.0% 減少しています。

図 2 地方公営企業の職員数の状況

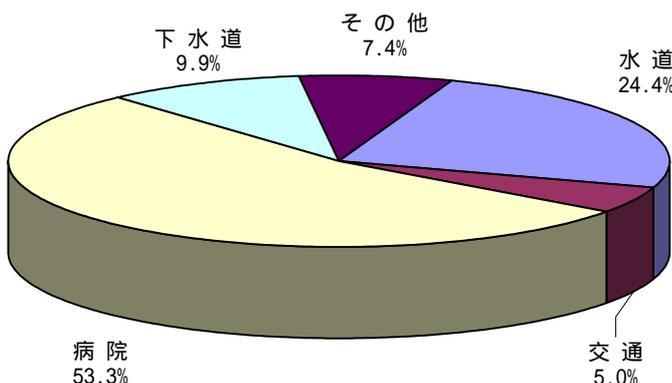


表 2 地方公営企業の職員数の推移

(単位：人)

区分	H16	H17	H18	H19	H20
水道	933	916	885	837	803
交通	237	223	200	181	163
病院	1,955	1,991	1,921	1,939	1,752
下水道	378	374	351	346	327
その他	360	353	311	271	242
合計	3,863	3,857	3,668	3,574	3,287

3 決算規模

平成20年度の決算規模は1,601億68百万円で、前年度に比べて95億13百万円、5.6%減少しています。

また、公的資金補償金免除繰上償還を除くと1,391億77百万円となり、前年度に比べて113億37百万円、7.5%減少しています。

図3 地方公営企業の決算規模の状況

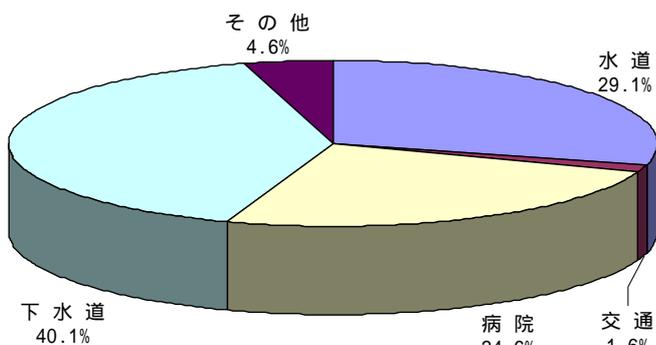


表3 地方公営企業の決算規模の推移

(単位:百万円)

区分	H16	H17	H18	H19	H20
水道	47,160	44,518	42,305	55,573	46,577
交通	3,620	3,618	2,987	2,772	2,569
病院	47,256	40,790	39,501	40,632	39,469
下水道	59,112	58,500	56,749	62,315	64,222
その他	15,338	11,047	11,832	8,389	7,331
合計	172,486	158,473	153,374	169,681	160,168

(注) 決算規模の算出は次のとおりです。

法適用事業：総費用 - 減価償却費 + 資本的支出

法非適用事業：総費用 + 資本的支出 + 積立金 + 繰上充用金

4 経営状況

(1) 全体の経営状況

市町等の公営企業全体の収支は、33億98百万円の黒字となっています。

黒字事業は135事業(対前年度比1事業増)で、黒字額は50億89百万円(対前年度比6億95百万円、15.8%増)、赤字事業は13事業(対前年度比1事業減)で、赤字額は16億91百万円(対前年度比2億87百万円、14.5%減)となっています。

表4 全体の経営状況

(単位:百万円)

区分	収支額		黒字				赤字			
	H19	H20	H19		H20		H19		H20	
			金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数
水道	1,685	2,253	1,956	32	2,519	33	271	2	266	1
交通	96	138	102	8	141	9	6	2	3	1
病院	562	666	853	6	555	6	1,415	8	1,221	8
下水道	804	1,492	1,074	47	1,547	47	270	1	55	2
その他	393	181	409	41	327	40	16	1	146	1
合計	2,416	3,398	4,394	134	5,089	135	1,978	14	1,691	13

(注) 1. 事業数は、決算対象事業数(建設中のもは除き、病院事業については病院数で算入している)です。

2. 収支額は、法適用事業にあっては純損益、法非適用事業にあっては実質収支です。

(2) 法適用企業の経営状況

建設中を除く法適用企業 48 事業のうち累積欠損金を有する事業数は 19 事業(対前年度比 2 事業増)、累積欠損金の額は 302 億 76 百万円で、前年度に比べ 6 億 75 百万円、2.3%増加しています。

不良債務を有する事業は 1 事業(対前年度比 2 事業減)で、不良債務額は 59 百万円(対前年度比 19 億 18 百万円、97.0%減)となっています。

表5 法適用企業の経営状況

(単位:百万円)

区分	累積欠損金				不良債務			
	H19		H20		H19		H20	
	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数
水道	1,281	1	1,411	2	0	0	0	0
交通	15	2	19	1	0	0	0	0
病院	21,902	11	22,509	11	1,977	3	59	1
下水道	6,052	2	5,916	3	0	0	0	0
その他	351	1	421	2	0	0	0	0
合計	29,601	17	30,276	19	1,977	3	59	1

(注) 病院事業については病院数で算入しています。

(3) 法非適用企業の経営状況

建設中を除く法非適用企業全体の実質収支は、4 億 48 百万円の黒字で、赤字事業はなく、全事業が黒字となっています。

表6 法非適用企業の経営状況

(単位:百万円)

区分	収支額		黒字				赤字			
	H19	H20	H19		H20		H19		H20	
			金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数
簡水	86	90	86	15	90	15	0	0	0	0
交通	14	13	14	7	13	7	0	0	0	0
下水道	66	103	66	40	103	41	0	0	0	0
その他	327	242	327	38	242	37	0	0	0	0
合計	493	448	493	100	448	100	0	0	0	0

5 他会計繰入金

他会計繰入金は 263 億 19 百万円で、前年度に比べて 24 億 99 百万円、8.7%減少しています。このうち収益的収入への繰入金が 149 億 79 百万円（対前年度比 21 億 54 百万円、12.6%減）、資本的収入への繰入金が 113 億 40 百万円（対前年度比 3 億 45 百万円、3.0%減）となっています。

また、繰入基準内の繰入金は 178 億 21 百万円（対前年度比 1 億 72 百万円、1.0%減）、繰入基準外の繰入金は 84 億 98 百万円（対前年度比 23 億 27 百万円、21.5%減）となっています。

図4 地方公営企業の他会計繰入金の状況

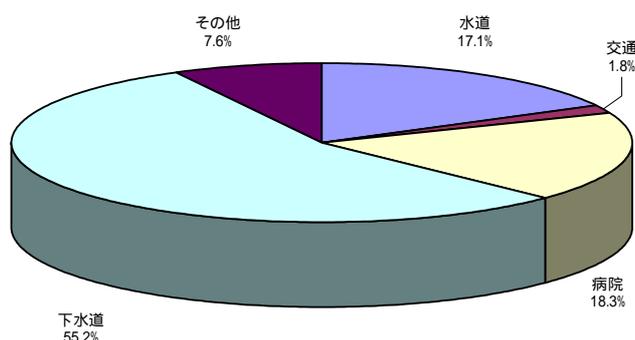


表7 地方公営企業の他会計繰入金の推移

(単位:百万円)

区分	H16	H17	H18	H19	H20
水道	5,407	5,290	4,887	5,655	4,503
交通	184	468	321	316	462
病院	5,526	5,301	4,221	5,610	4,810
下水道	15,849	15,877	15,255	14,725	14,530
その他	2,913	2,471	2,690	2,512	2,014
合計	29,879	29,407	27,374	28,818	26,319

6 建設投資

平成 20 年度の建設投資額は 349 億 49 百万円で、前年度に比べて 45 億 75 百万円、11.6%減少しています。

図5 地方公営企業の建設投資の状況

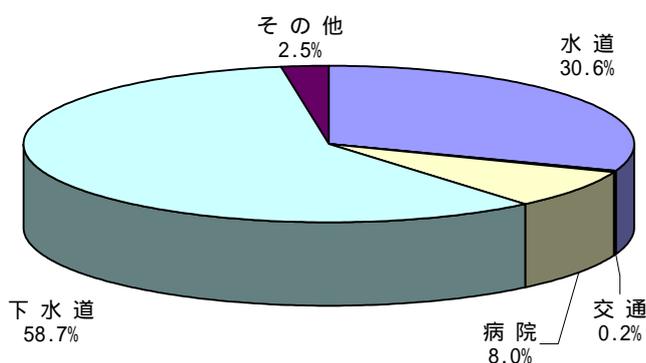
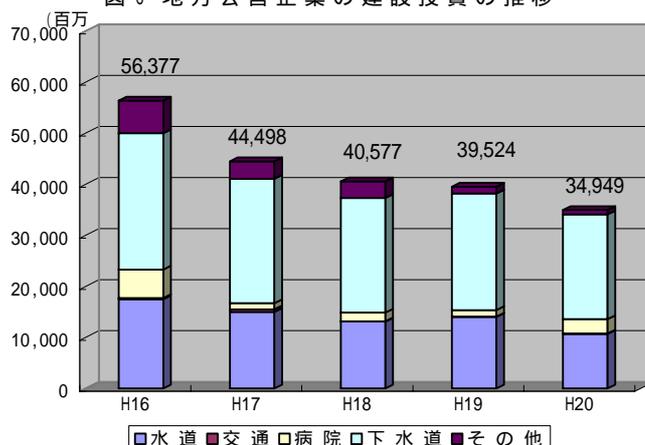


図6 地方公営企業の建設投資の推移



(注) 建設投資額とは、資本的支出の建設改良費です。

7 企業債発行額

平成 20 年度における企業債発行額は 401 億 1 百万円で、公的資金補償金免除繰上償還に係る借換債の発行増や公立病院特例債の発行により、前年度に比べて 48 億 13 百万円、13.6% 増加しています。

なお、公的資金補償金免除繰上償還に係る借換債を除くと 191 億 44 百万円となり、前年度に比べて 9 億 15 百万円、5.0% 増加しています。

図7 地方公営企業の企業債発行額

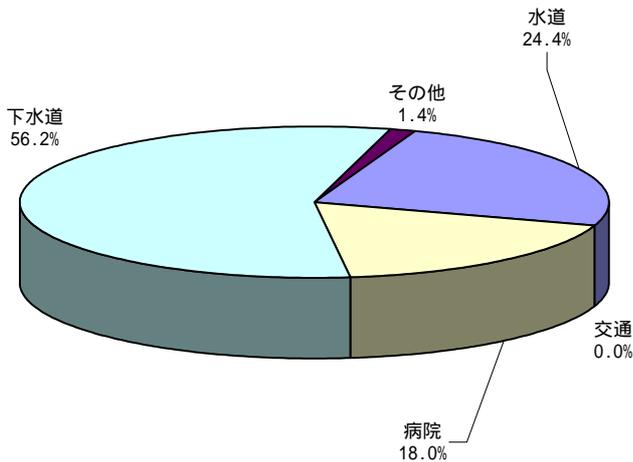
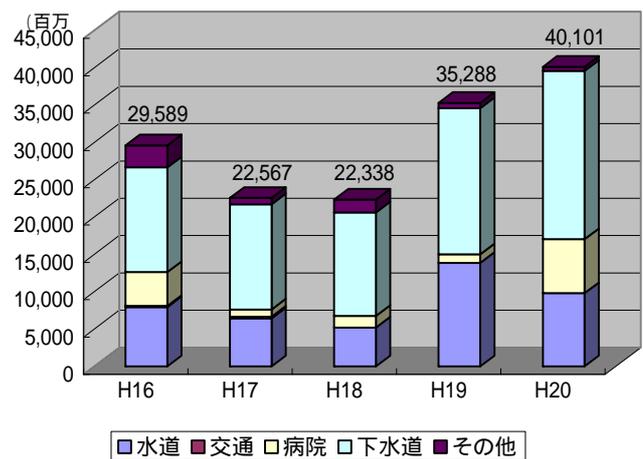


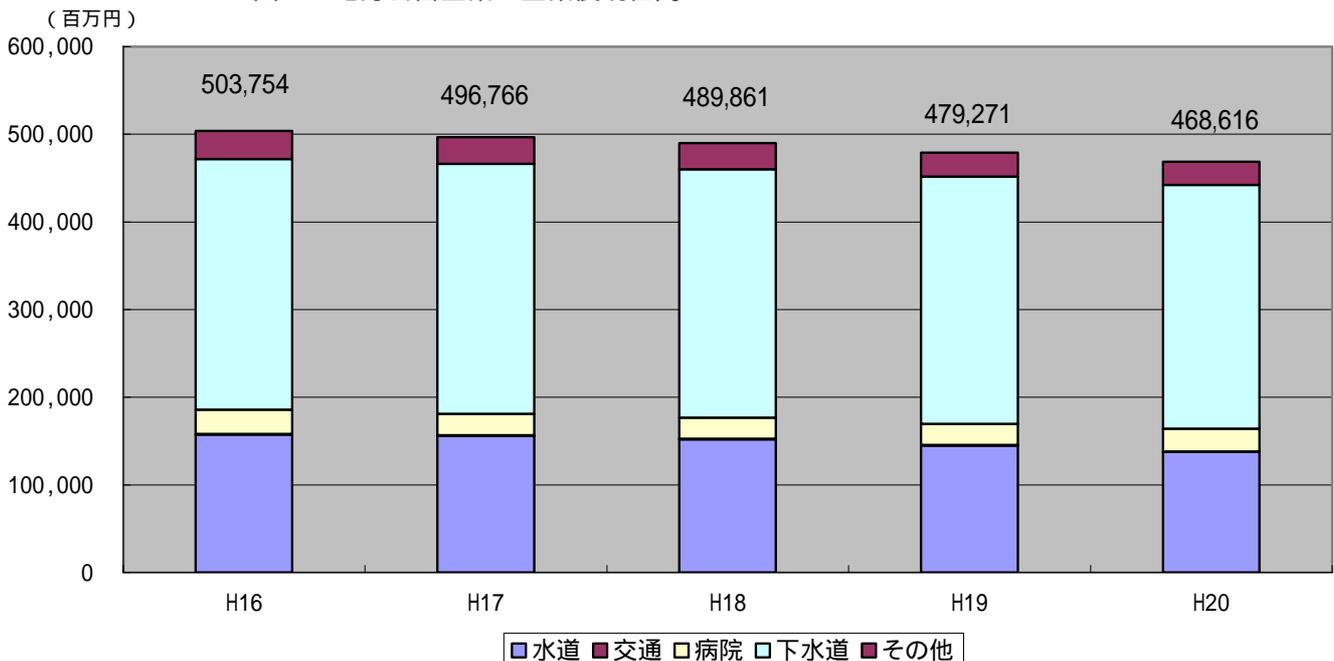
図8 地方公営企業の企業債発行額



8 企業債現在高

平成 20 年度末における企業債現在高は 4,686 億 16 百万円で、前年度に比べて 106 億 55 百万円、2.2% 減少しています。

図9 地方公営企業の企業債現在高



[参 考]

法適用企業・法非適用企業

地方公営企業法を適用しているか、していないかの分類。

水道（簡易水道を除く）、工業用水道、自動車運送等の各事業は地方公営企業法の規定の全部が適用される。（地方公営企業法第2条第1項）

また、病院事業については財務規定のみ適用となっている。（同法第2条第2項）

地方公営企業法の適用を受けると、組織として管理者を置き、経営体制の強化を図ることができるほか、会計は発生主義に基づく複式簿記による決算が行われる等、「企業経営体」として一般行政部局とは異なった運営が要請され、また、独立採算制による経営が義務づけられることとなる。（同法第17条の2第2項）

地方公営企業法の適用を受けない場合は、組織、会計、職員の身分は一般行政職と同様であるが、経営面からは独立採算制の考えが適用されることとなる。（地方財政法第6条）

累積欠損金

営業活動の結果生じた欠損金を繰越利益や利益積立金等で補てんできずに翌年度に繰り越すこととなったものが、多年度にわたって蓄積したものをいう。

不良債務

不良債務は次の式で表される。

不良債務 = 流動負債 - (流動資産 - 翌年度繰越財源)

不良債務とは、流動負債の額が流動資産の額を上回る場合に発生する額をいう。

これは、資金的に見て、当面の支払能力を超える債務の額と考えられる。

累積欠損金には、減価償却費等の現金の支出を要しない経費まで算出され、損益ベースの赤字額を表しているのに対し、不良債務は減価償却費等を除いた実質的な現金ベースでの赤字額を表している。

なお、流動資産とは、1年以内に現金化が可能な資産（現金、預金、未収金等）であり、流動負債とは、1年以内に現金の支払いを要する負債（一時借入金、未払金等）である。

収益的収支

一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する収益とそれに対応する費用をいう。

収益的収支における収入はサービス提供の対価としての料金等の収益を計上し、支出にはサービス提供に関する職員給与費、物件費、動力費、支払利息等の諸経費などを計上する。また、法適用事業においては、固定資産の減価償却費のように現金支出を伴わない費用も計上する。

資本的収支

経営規模の拡大を図るために要する施設整備、建設改良などに要する資金としての企業債収入と、現有施設に要した企業債の元金償還などを示すものである。

資本的収支における収入には、企業債、固定資産売却代金（売却益を除く）、他会計からの出資金、長期借入金、建設改良事業の補助金、負担金、寄附金など、収益に関係のない収入を計上し、支出には建設改良費、企業債償還元金、他会計からの長期借入金償還金等、費用とは関係のない支出が該当する。

実質収支

法非適用事業において、収益的収支の収支差引額と資本的収支の収支差引額の合算額に収益的支出に充てた地方債や前年度からの繰越金を加えたものから、積立金や前年度の財源に充てた歳入を控除し、さらに翌年度に繰り越すべき財源を控除したものである。

他会計繰入金

一般会計から公営企業会計へ繰り入れた額をいう。

このうち、本来、一般会計が負担すべき、あるいは負担することが適当な経費等として総務省通知により定められている基準に基づく額を「基準内繰入金」、総務省の基準に基づかず個々の団体・企業が独自に繰り入れた額を「基準外繰入金」という。